

令和7年2月25日

青森県教育委員会第332回臨時会

期 日 令和7年2月25日(火)
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

1 開 会

2 報 告

- 報告第1号 議案に対する意見について 1
- 報告第2号 青森県公立学校教員採用候補者選考試験の改善事項
について 2

3 議 案

- 議案第1号 青森県教育委員会事務局及び教育機関(学校を除く。)の職
員の人事について (非公開の会議)
- 議案第2号 市町村立学校職員の人事について (非公開の会議)
- 議案第3号 県立学校職員の人事について (非公開の会議)
- 議案第4号 青森県こども読書活動推進計画(第五次)について ... 5

4 その他

- 県立高等学校教育改革に係る要望書について 6
- 青森県立高等学校魅力づくり検討会議からの検討結果報告書に
ついて (別紙)

5 閉 会

報告第 1 号

議案に対する意見について

知事から意見を求められた下記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

記

- 1 令和 7 年度青森県一般会計予算案（教育委員会所管分）
- 2 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 4 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 5 職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案
- 6 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 7 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 8 青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例案
- 9 青森県三内丸山遺跡センター条例の一部を改正する条例案
- 10 公共施設等の整備等に関する事業契約の一部変更の件
- 11 令和 6 年度青森県一般会計補正予算（第 3 号）案（教育委員会所管分）

報告第2号

青森県公立学校教員採用候補者選考試験における改善事項について

1 改善の趣旨

本県の教員採用試験は、近年、定年等の退職者の増加などによる採用者数の増加に加え、受験者の減少などにより、最終競争率は低下傾向となっている。特に小学校及び特別支援学校小学部ではその影響が大きく、令和6年度実施の教員採用試験では小学校1.3倍、特別支援学校小学部2.0倍となったところである。小学校は令和5年度実施の1.1倍から若干の回復は見られるものの、依然として最終競争率が低い状況が続いており、中学校や高等学校などその他の校種等においても同様に受験者が減少傾向となっている。

また、定年等の退職者の増加などによる採用者数の増加は全国的な傾向となっていることから、本県としても応募者確保が一段と厳しい状況となっている。

このような状況を踏まえ、一定の質を担保しつつも、即戦力となる他都道府県等の現職者等の受験を促すとともに、本県で臨時講師をしながら正規採用を目指せるよう、次の4点について、見直しを図るものである。

2 実施内容

(1) 他都道府県等の現職者に対する第一次試験（一般・教職教養試験、専門教科試験）の免除（対象校種等の拡充）

これまで小学校又は特別支援学校小学部を受験する場合のみに認めていた他都道府県等の3年以上の経験を有する現職者に対する第一次試験の免除について、すべての校種等（中学校・高等学校・特別支援学校（中学部・高等部）・養護教諭・栄養教諭）において実施する。

3年以上の経験は、原則として受験する校種・教科（科目）と同じであるものとする。また、特別支援学校受験者は原則として受験する学部において3年以上の経験を有するものとする。

特別支援学校受験者に課している特別支援教育に関する事項については、これまで他都道府県等の現職者として3年以上の経験がある者のうち、特別支援学校の免許状を有する場合は免除してきたが、他都道府県等の現職者として3年以上の経験がある場合、初任者研修をと

おして特別支援教育に関する基本的な知識・理解力等を身に付けていると考えられることから、他都道府県等の現職者として3年以上の経験がある者は特別支援学校の免許状の有無を問わず免除する。

なお、特別支援学校の免許状を保有していない者を本県の特別支援学校で採用する場合には、認定講習等を受講して速やかに免許状を取得するよう、これまでと同様働きかける。

(2) 本県又は他都道府県等の元職者に対する第一次試験（一般・教職教養試験、専門教科試験）の免除

過去10年間のうち、本県又は他都道府県等の国立学校又は公立学校において正規の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭（任期付又は臨時的任用であった期間を除く。）として引き続いて3年以上の経験があった者について、第一次試験を免除する。

3年以上の経験は、原則として受験する校種・教科（科目）と同じであるものとする。また、特別支援学校受験者は原則として受験する学部において3年以上の経験を有するものとする。

なお、免除には、特別支援学校受験者に課している特別支援教育に関する事項を含む。

(3) 本県講師等の経験者に対する第一次試験の一般・教職教養試験の免除要件の緩和

本県の国立学校又は公立学校の講師（任期付・臨時）又は養護助教諭に対して行ってきた一般・教職教養試験の免除について、免除となる講師等の経験月数を「36月以上」から「24月以上」に変更する。

(4) 前年度実施の教員採用試験における第一次試験通過者で、かつ本県講師等に対する翌年度1回限りの第一次試験（一般・教職教養試験、専門教科試験）の免除

令和7年度実施の教員採用試験の出願受付期間最終日までに現に本県の国立学校又は公立学校の講師（任期付・臨時）又は養護助教諭として任用されている者のうち、令和6年度実施の教員採用試験一般選考において、第一次試験を通過し、かつ、第二次試験を受験したものの、第二次試験を通過しなかった者について、令和6年度実施の教員採用試験と同一の校種・教科（科目）等を受験する場合に限り、第一次試験を免除する。免除には、特別支援学校受験者に課している特別支援教育に関する事項を含む。

ただし、この免除の適用は、第一次試験を通過した翌年度実施（今回の場合は令和7年度実施）の教員採用試験のみの1回限りとする。

3 実施年度

令和8年度（令和7年度実施）教員採用候補者選考試験から実施する。

議案第4号

青森県こども読書活動推進計画（第五次）について

青森県こども読書活動推進計画を、別添「青森県こども読書活動推進計画（第五次）」のとおり定める。

[その他]

県立高等学校教育改革に係る件について

1 「青森県立高等学校「地域校」の基本方針に係る猶予期間の設定等を求める要望書」の件

- ・提出者住所 青森県三戸郡三戸町大字在府小路町4 3
- ・提出者氏名 地域校立地町村連絡協議会会長 沼澤 修二 外3名
- ・受理年月日 令和7年2月6日